

## 一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都江戸川区松江4丁目24-10

氏名 株式会社春江

代表取締役 板橋 正幸

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

令和7年1月29日

江戸川区長の名において

東京二十三区清掃協議会

会長 吉住 健一

記



1 取り扱う一般廃棄物の種類 普通ごみ、道路・公園ごみ

2 事業の区分 収集・運搬（保管・積替えを含む。）

3 運搬先 区長の指定する処理施設

株式会社春江  
日立セメント株式会社  
J&T環境株式会社  
バイオエナジー株式会社  
オリックス資源循環株式会社

4 作業場所 江戸川区の区域内

5 許可期間 令和7年2月1日 から  
令和9年1月31日 まで

6 許可の条件

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第11項の規定に基づき区が定める次の条件を遵守すること。

保管・積替施設については、以下のとおりとする。

- ・設置場所は、東京都江戸川区松江四丁目24番10号とする。
- ・保管・積替えをする一般廃棄物の種類は、普通ごみに限る。
- ・区長の指定する処理施設へ運搬する普通ごみは、区長の指定する処理施設へ搬入可能な日に保管・積替えは行わない。また、普通ごみを車両に積載した状態での積置きに限り行う。
- ・作業時間は、8時から17時までとし、区の承認を得た方法により行う。

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、江戸川区長に対して、審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、江戸川区を被告として（訴訟において江戸川区を代表する者は江戸川区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

本許可証は、許可の更新によるものであり、  
交付日から効力を有する。

閲覧専用